

県南広域振興局長告示第73号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成25年4月9日

県南広域振興局長 遠藤達雄

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 397号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
奥州市江刺区伊手字岩明226番1地先から藤里字沢田204番1地先まで	新	B 86.7~13.4 m	m 2,480.0
	旧	A 35.0~7.6	2,772.5
		B 86.7~13.4	2,480.0
奥州市江刺区田原字沢田前217番地先から水沢区羽田町芦ヶ沢454番1地先まで	新	B 74.6~16.5	2,116.0
	旧	A 44.3~9.0	2,173.5
		B 74.6~16.5	2,116.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県南広域振興局土木部
- (2) 期間 平成25年4月9日から同年5月9日まで